

広情個審第8号  
令和4年5月20日

公立大学法人広島市立大学  
理事長 若林 真一 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年11月26日付け広市大教第40号で諮問のあったこのことについては、  
別添のとおり答申します。

（諮問第73号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和2年11月26日付け広市大教第40号の諮問事案（諮問第73号事案）

令和元年12月17日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、公立大学法人広島市立大学（以下「実施機関」という。）が令和2年1月31日付け広市大教第66号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年4月6日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定において不開示とした情報のうち、別表1の「開示すべき部分」に掲げる部分は開示すべきである。

また、実施機関は、本件部分開示決定において不開示とした情報のうち、別表2の「情報」に掲げる情報については、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第4号を理由として、改めて不開示とする決定を行うべきである。

なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

ア 本件部分開示決定を変更し、対象文書を追加特定して開示不開示の決定をせよ。

イ 本件部分開示決定中の不開示部分を取り消し、開示する。

との裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 対象文書の特定について

(ア) 本件部分開示決定に係る通知の「開示する保有個人情報の内容」の欄には19点の文書が特定されているが、請求している保有個人情報が記載された文書全てを特定しているとは考えられない。

- (イ) 開示請求書の4ないし7項で明示的に請求している調査委員会の議事録等については、請求人が別途実施機関に情報公開請求したところ部分開示されており、存在することは否定できないにもかかわらず「開示する保有個人情報の内容」に掲げられていない。
- (ロ) 「開示する保有個人情報の内容」(5)と(6)では、それぞれ第2回と第3回の委員会の際の「資料2」を掲げているが、当然存在するはずの資料1を掲げていない。また、資料3以降の資料もあったのではないか。
- (ハ) 同様に(4)で第1回委員会の資料1のみを掲げているが、他にも資料があったのではないか。資料があっても直接請求人についての記載がないために除外したのかもしれないが、請求人の告発に係る調査の資料であるから、その全体が請求人に係る保有個人情報というべきである。
- (ニ) このような観点から、対象文書の範囲について再検討し、追加特定をすべきである。
- (ホ) 弁明書では、本件部分開示決定で部分開示した文書以外には「開示請求の対象である保有個人情報が記載された開示可能な文書はない」としているが、「開示請求の対象である保有個人情報が記載された文書」が存在しないのか、「開示可能な文書」がないのかは別問題であるのに、これを混同した書き方をしている点で失当である。
- (ヘ) 前記(イ)から(イ)で指摘した文書について、物理的に存在するのか否か、存在しないのであればその理由(初めからないのか、何らかの理由で廃棄等されたのか)を明らかにすべきである。  
また、物理的には存在するが、保有個人情報に当たらないというのであれば理由を挙げてその旨主張すべきである。  
審査会においては、この点について実施機関に十分な説明を求めるべきである。
- (ヘ) 「開示可能な文書」がないとした点については、本来、不開示情報該当性等の要件に当たるかの問題として論ずべきことであり、これを明らかにしないのは不開示理由の隠蔽とでもいえるべきものである。どのような文書について、どのような理由で「開示可能」でないと判断したのかを明らかにすべきである。

## イ 不開示理由の記載について

- (7) 適用される条文の摘示が不正確である。条例第11条第2号は前段と後段の二つの類型の情報について規定しており、両者は択一的な関係にある。このような場合、適用条文の記載としては前段、後段のいずれに当たるか明記しなければ理由提示の目的を果たすことができない。  
本件部分開示決定では漫然と第2号の条文全体を引いて「第11条第2号該当」とのみ記載しており、これでは適用法条の記載として不十分である。
- (イ) 条例第11条第4号についても同様の問題がある。同号は、柱書と、柱書の趣旨を分野別に例示するアないしオの類型が規定されているのであるから、アないしオに当たるのであれば

そのいずれに該当するかを示し、そうでなく柱書そのものを不開示の根拠にするのであれば「柱書該当」と記載すべきである。

- (ウ) 本件部分開示決定では極めて多数の不開示部分があり、適用される不開示情報の規定も複数あるにもかかわらず、どの部分についてどの条文を適用して不開示とするのかが示されていない。その意味で、不開示部分についての理由が示されていない。
- (エ) このように理由提示について重大な不備があるが、本件においては理由提示の不備を理由とする取消しは求めないので、弁明書において、文書の特定と文書ごとの不開示理由の説明を十分に求める。
- (オ) 広島市行政手続条例8条1項により、実施機関は開示請求に対し一部又は全部を開示しないときは、その理由を決定通知書に記載する必要がある。この理由付記は「不開示とされた各情報が、条例が示す不開示事由のどれに該当するかをその根拠と共に開示請求者に了知しうるものでなければならない」（広島市情報公開・個人情報保護審査会の諮問第60号事案の答申）。

すなわち、決定通知書には、決定の理由として、「不開示とした部分」「不開示事由の条文」「当該不開示部分に当該条文を適用した根拠（理由）」を記載する必要がある。

まず、どの不開示部分についての理由かを明らかにすべきであるが、弁明書においても、明確にされていない。部分開示された文書と照合することにより一定部分の推測はつくが、不明な点も多い。

不開示の根拠条文については、条例11条2号については前段と後段を区別すべきこと、同4号については柱書なのかアないしオのいずれかに当たるのかについて提示すべきと指摘したが、弁明書においてもその説明すらない。不開示情報該当性を実質審議するに当たってはこうした適用法条の説明は不可欠である。

「適用する理由」については、決定通知書のみならず弁明書においても抽象的な記載に留まり、具体的に文書のどの部分の記載について、条文のどの部分を適用したのかについては書かれていない。

#### ウ 条例第11条第2号の該当性について

- (ア) 実施機関は、「氏名、所属、職名、メールアドレス、印影、被告発者の弁明など」が2号に該当するという。

2号本文の規定は広範囲にわたるが、不開示範囲を限定するために同号にはアないしエのただし書が置かれている。これらのただし書の適用の是非について実施機関は説明すべきである。

- (イ) 本件調査に関わった実施機関の職員や調査委員会の委員の「所属、職名、メールアドレス」は、ただし書エにより開示されるべきである。

氏名については国や他の地方公共団体と同様、原則ただし書ア等により開示すべきである。印影についてはどのようなものかによるが、公務員の氏名が記載されただけの決裁印のようなものは国等でも開示されている。

「被告発者の弁明など」というものが、どの範囲を意味し、どの不開示部分のことをいうのか不明であるが、請求人が推知しうる範囲の弁明等であれば、開示すべきである。

- (ウ) 弁明書では、文書(2)、(7)、(11)、(12)、(13)について「開示請求者以外の個人に関する記述」について2号を理由に不開示としたとしているが、この「開示請求者以外の個人に関する記述」とは何を指し、どこに記載されているかが全く不明である。4号で不開示としているところと重なるのかも分からない。これでは反論のしようがない。
- (エ) 弁明書では、(2)、(3)、(7)、(11)、(12)、(13)について「予備調査実施者の職名・氏名」を2号及び4号を理由に不開示としたとしているが、この趣旨も不明である。
- (オ) 文書(2)の20行目及び(7)の21行目には「A国際学部長に対し・・・予備調査が指示され」とあるが、A氏が予備調査実施者であるならば、そのことは開示されているのであるから、不開示とすることはできない。

A氏でない者を指すとしても、弁明書の説明では不明なところが多い。まず、2号と4号両方を全体に適用するのか、職名と氏名とで適用条文が異なるのかが不明である。2号についていえば、予備調査実施者が公務員であれば、その職名はただし書エにより開示されるべきである。

- (カ) 本件調査に関わった実施機関の職員や調査委員会の委員の「所属、職名、メールアドレス」については、「所属、職名」はもとより、「メールアドレス」についても対外的に公表されているものについては職務遂行情報としてただし書エにより開示されるべきである。
- (キ) 印影については、文書(7)末尾の印影について2号適用により不開示とするものであるが、これは調査委員会の委員が確認的な意味で押印したものであり、印鑑登録した印鑑のような認証性の高いものではないと思われる。個人情報としての意味は個人名が記載されているという以上のものではなく、個人名は開示されている。公務員の氏名が記載されただけの決裁印のようなものは名前が公になっているのであれば国等でも開示されており、それと同様に開示すべきである。
- (ク) 「個人メールアドレス」については、職務遂行上使用されるものであるから、条例第11条第2号ただし書エの「職務遂行の内容」に当たり開示されるべきである。なお、文部科学省は個人のメールアドレスを個人情報を理由に不開示とはしていない。また、対外的に公表されているものは開示されるべきである。
- (ケ) 「予備調査実施者の職名・氏名」は、調査委員会委員のように当然に告発者に通知されるものではないとしても、委員に準ずる立場のものであることから、職名、氏名を不開示とすべきではない。特に、予備調査実施者が引き続き委員に就任している場合は開示すべきである。

- (ロ) 「調査委員会委員の印影」については、調査委員会の委員が確認的なものとして押印したものであり、印鑑登録した印鑑のような認証性の高いものではない。個人情報としての意味は個人名が記載されているという以上のものではなく、個人名は開示されている。国や他の地方公共団体でも、氏名が記載されただけの決裁印のようなものは名前が公になっているものであれば開示されており、それと同様に開示すべきである。最近の国の審査会の答申でも、情報公開法に関するものであるが、個人の印影について「公表慣行のある当該委員の姓を表示するものにすぎないものであって、その形状等に認証的機能があるとは認め難い」ので情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するため開示すべきとしている（総務省情報公開・個人情報保護審査会答申令和2年度（行情）第220号）。
- (ハ) 「調査委員会委員の候補者の職名・氏名」については、少なくとも、候補者がそのまま委員に就任した場合は、委員としての氏名は通知されるのであるから、開示すべきである。文書(2)には「A国際学部長に対し…予備調査が指示され」とあり、その後の文の一部が開示とされている。A氏が予備調査実施者であるならば、そのことは開示されているのであるから、不開示とすることはできないはずである。文部科学省の理由説明書では、これと同じ不開示部分について、開示することとしたと述べている。
- (ニ) 「開示請求者以外の個人に関する情報」については、これだけではどのような者が、どのような位置付けで記載されているのか不明なため反論しようがないが、ただし書該当の可能性がないか、審査会が十分に審査すべきである。

## エ 条例第11条第4号の該当性について

- (ア) 条例第11条第4号の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第14条第7号と同様の規定であり、趣旨も共通といえる。同号柱書については、「事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ不開示にすることを含意する表現（宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説 [第6版]」503頁）であり、「適正な遂行に支障」の「適正」の要件の審査に当たって、開示することの利益が比較衡量の対象になる。「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。」（同上書、503頁）と解されている。
- (イ) 本件部分開示決定では、「調査手法及び調査内容に関する部分」について、「調査における議論の要点や関心の所在が明らかになり、不正調査の手法が判明することは、今後本学が行う不正調査において支障をきたすおそれがあるため」とあり、条例第11条第4号ウには調査研究に関する規定があるがそれに即した記載ではないので、当面、柱書該当の趣旨と解する。

実施機関が法第14条第7号柱書を適用するのであれば、「事務又は事業の性質上」すなわち「当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値する場合」に当たること、開示するこ

と不開示とすることの利益を比較衡量して「適正な遂行に支障」といえること、そして「支障」が名目的なものではなく、実質的なものであること、「おそれ」は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性ありといえることが認められなければならない。これらの要件に当たるかどうかを文書ごと、記載ごとに十分検討すべきである。

(ウ) 「調査における議論の要点や関心の所在が明らか」になることが直ちに「不正調査の手法が判明すること」にはならないし、また、「今後本学が行う不正調査において支障をきたすおそれがある」というのは飛躍した議論である。

(エ) 本件は告発者本人からの保有個人情報の開示請求であり、請求人の立場を踏まえて検討すべきである。自己の研究成果を盗用されたにもかかわらず、不正行為ではないと認定され、その理由について十分な説明もないという立場に置かれた請求人にとって、本件開示請求を通じて審議の経過について知る必要性は高く、また実施機関には公的機関として審議過程を請求人に説明する責務があるのであって、開示と不開示の慎重な利益衡量が必要である。

(オ) (5)、(6)の文書については、冒頭の「資料2」という記載を除いて全て不開示となっている。

これについての弁明書の説明は「調査委員会の議事内容」という一言だけである。決定通知書における記載は4号適用部分全般について「調査における議論の要点や関心の所在が明らかになり、不正調査の手法が判明することは、今後本学が行う不正調査において支障をきたすおそれがある」としているが、(5)、(6)の文書についてはこの記載のどの部分が該当するといえるのか明らかでなく、かつ不開示部分全体にわたって該当するとは考え難い。少なくとも、文書のタイトルや目次、様式に当たる部分は開示すべきであるし、請求人が告発者本人であることからすれば、請求人において通常知りうることであり開示されるべき部分も多いはずである。

(カ) 研究上の不正行為に関する告発については、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、実施機関においては「公立大学法人広島市立大学における研究の不正に関する取扱規程」（以下「取扱規程」という。）を始めとする各種規則に沿って調査が進められ、これらの規則類の多くは公表されている。

公表された手続に沿って調査が進められていることから判明する範囲のことであれば、「調査手法及び調査内容に関する部分」であって、ある程度「調査における議論の要点や関心の所在が明らかになり、不正調査の手法が判明する」としても、公表された情報から推測されるものにすぎず、「今後本学が行う不正調査において支障をきたすおそれがある」とはいえない。このような観点から、開示可能な部分も少なからずあると考えられる。

(キ) 実施機関にとっての「調査において支障をきたすおそれ」の有無という観点からのみ判断するのではなく、請求人に対する説明責任を果たす必要性との比較衡量をすることが求められている。さらに、何が問題であり、どうして不正と認めなかったのかについて明らかにすることは、今後の不正行為の防止のためにも必要であり、こうした点も含めて検討されるべきであ

る。さらに、被告発者の研究は科研費を受けているものであり、公費の適正な支出という観点からも調査結果を広く開示すべきものである。

(ウ) 研究上の不正行為に関する告発については、各種規則に沿って調査が進められ、これらの規則類の多くは公表されている。公表された手続に沿って調査が進められている範囲のことであれば、「調査手法及び調査内容に関する部分」であって、ある程度「調査における議論の要点や関心の所在が明らかになり、不正調査の手法が判明する」としても、公表された情報から推測されるものにすぎず、「今後本学が行う不正調査において支障をきたすおそれがある」とはいえない。このような観点から、開示可能な部分も少なからずあると考えられる。

(エ) 本件ガイドラインに関して、文部科学省は理由説明書において、研究成果の発表とは、「研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けること」であるから、「本件事案において対象としている著書はガイドラインに規定する研究成果の発表には該当しない」という。

しかし、①被告発者の著書には、「科学研究費助成金、広島市立大学特定研究費を使用した」旨が明記されており、公的な助成金を得ての研究活動の成果であり、「科学コミュニティの活動」というべきものである、②日本においては、定評ある商業出版社が、研究者による専門家向け出版物も担っており、一般向けの体裁をとっていても、「科学コミュニティ」への影響が極めて大きい、③本件に係る調査では、研究成果の発表と同質の問題として検討されていることは明らかであり、調査開始の当初から文部科学省が関わり、調査結果の報告も受けていることからして、本件ガイドラインの対象となる事例と同様の取扱いがされていたものといえる。

(オ) 実施機関と文部科学省のやり取りからは、本件が本件ガイドラインに該当するか、少なくとも同程度以上に文部科学省への報告がされるべき案件であると、文部科学省も実施機関も認識していたことが分かる。

したがって、本件ガイドラインにおける報告すべき項目については本件に関しても単なる任意提供ではないというべきである。

そもそも本件ガイドラインは、対象とする研究活動を「競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動」としており、競争的資金等の適正な運用の確保という観点が強いのであり、「研究成果の発表」を厳密に解釈して、競争的資金の使われる活動を見逃してしまうのは本末転倒である。

このような事情の下で、本件ガイドラインに当たらないから一切報告義務はないという説明は認めがたい。

### 3 実施機関の主張の要旨



実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象文書の特定について

ア 実施機関では、請求人からの保有個人情報開示請求に基づき、対象となる全ての公文書を精査した上で、保有個人情報を特定した。

イ 請求人は、「開示請求書の4ないし7項で明示的に請求している調査委員会の議事録等については、請求人が別途実施機関に情報公開請求したところ部分開示されており、存在することは否定できないにもかかわらず「開示する保有個人情報の内容」に掲げられていない。」と主張するが、公文書開示請求の対象が公文書であるのに対し、保有個人情報開示請求の対象は公文書に記載された保有個人情報であるため、当然に、開示内容が異なっている。

ウ 請求人は、「「開示する保有個人情報の内容」(5)と(6)では、それぞれ第2回と第3回の委員会の際の「資料2」を掲げているが、当然存在するはずの資料1を掲げている。また、資料3以降の資料もあったのではないか。同様に(4)で第1回委員会の資料1のみを掲げているが、他にも資料があったのではないか。」と主張するが、請求人がいう資料には保有個人情報が存在しないため、開示請求の対象とならない。

エ 請求人は「資料があっても直接請求人についての記載がないために除外したのかもしれないが、請求人の告発に係る調査の資料であるから、その全体が請求人に係る保有個人情報というべきである。」と主張するが、請求人の告発に係る調査資料であっても、それをもって直ちに、その全体を請求人の保有個人情報ということはできず、保有個人情報開示請求に基づき、実施機関が、対象となる全ての公文書を精査した上で保有個人情報を特定する必要がある。

オ よって、「請求している保有個人情報が記載された文書全てを特定しているとは考えられない。」とする請求人の主張は、失当である。

(2) 不開示理由の記載について

請求人は、「極めて多数の不開示部分があり、適用される不開示情報の規定も複数あるにもかかわらず、どの部分についてどの条文を適用して不開示とするのかが示されていない。」と主張するが、不開示部分ごとに不開示理由を示すといった詳細に過ぎる説明を行った場合、前後の文脈や不開示部分の文字数・分量等から、不開示情報の内容が判明又は類推可能となるおそれが生じる。このため、不開示とした趣旨が没却されない範囲で不開示理由を示したものである。

(3) 条例第11条第2号の該当性について

ア 広島市情報公開条例の解釈及び運用基準では、職員の氏名については「従来から公表されており、今後とも公にしないこととする理由のない情報」として開示するものとされているが、実施機関担当職員の個人メールアドレスについては、職務の遂行に当たり使用するものではあるが、職員名簿に掲載するなどの慣行はなく、公にされ、又は公にすることが予定されているものでは

ないことから、条例第11条第2号に規定する不開示情報と判断した。

イ 委員の印影について、委員は半数以上が外部有識者とされており（取扱規程第5条第4項）、その印影は、公印や職印ではなく個人の印を押印したものである。

取扱規程第5条第5項により、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知することとされているが、委員のその他の個人情報については、公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、条例第11条第2号に規定する不開示情報と判断した。

ウ 予備調査実施者の職名・氏名については、取扱規程その他において告発者等への通知を規定していないため、非公表が前提である。このため、条例第11条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

エ 委員候補者の職名・氏名については、取扱規程その他において告発者等への通知を規定していないため、非公表が前提である。このため、条例第11条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

オ 被告発者の弁明、発言、その他被告発者に関する公表されていない個人情報について、具体的には被告発者やその代理人弁護士が告発を受けてとった対応や発言、被告発者が告発内容に対する自身の考えを述べた部分や、調査委員会において被告発者の著書や研究姿勢に関する評価を行っている部分であり、いずれも請求人が知ることのできない被告発者の個人に関する情報である。このため、条例第11条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

カ 外部有識者の印影については、公印や職印ではなく個人の印を押印したものであることから、また、学内の委員の印影については、学内における職位・職責とは別に、本件に係る調査委員として調査を行ったものであることから、いずれも「公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」に当たらない。

このため、委員長及び委員の印影は、条例第11条第2号に規定する不開示情報と判断した。

#### (4) 条例第11条第4号の該当性について

ア 予備調査実施者の職名・氏名は、非公表を前提としているにもかかわらず開示とした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、条例第11条第4号に規定する不開示情報と判断した。

イ 委員候補者の職名・氏名は、開示した場合、委員の選考過程が明らかとなり、調査における議論の要点や関心の所在、ひいては不正調査の手法が判明することとなることから、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、条例第11条第4号に規定する不開示情報と判断した。

ウ 調査委員会の調査方法・手順及び議事内容は、開示した場合、調査における議論の要点や関心

の所在が明らかとなり、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、開示文書(5)は調査委員会資料であり、調査委員会における複数の論点について、委員が各々検討した結果が子細に記載されているが、これを開示した場合、今後の同様の調査においても委員の個々の意見が開示されることが前提となる。このため、委員候補者が、関係者との関わりや職務への影響等を懸念して委員への就任を拒んだり、各委員が、調査委員会において忌憚のない意見を相互に述べることにより適正な結論を導くべきところ、率直な意見交換や発言を躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、開示文書(6)は調査委員会資料であり、調査報告書が確定する前の検討段階の案であるが、これを開示した場合、調査報告書の作成過程が明らかとなり、調査における議論の要点や関心の所在、ひいては不正調査の手法が判明することとなる。また、委員が、関係者との関わりや職務への影響等を懸念して率直な意見交換や発言を躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上より、調査委員会の調査方法・手順及び議事内容は、条例第11条第4号に規定する不開示情報と判断した。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした情報（以下「本件不開示情報」という。）は、予備調査実施者の職名・氏名、調査委員会委員候補者の職名・氏名、担当職員個人のメールアドレス、被告発者及び代理人弁護士の名・発言、被告発者の研究姿勢に関する記述、被告発者の弁明・主張、調査委員会委員の印影、問合せ、被告発者及び被告発者代理人弁護士からの質疑応答に関する記載、不正調査の手法、調査委員会の議事内容、第1回調査委員会の調査方法等、第2回調査委員会の調査方法等、調査内容・手法並びに調査計画（方法・スケジュール）及び調査の実施過程であった。

なお、請求人は、調査委員会の議事録等を対象文書に加えるべきであると主張するが、当審査会が見分したところ、議事録等に記載されている内容は調査の手續や予定に関するものである。また、その他請求人が指摘する資料も審査資料の作成フォームなどであり、請求人の個人情報記載されていない。したがって、実施機関がこれらの書類を保有個人情報ではないと判断したことは適切である。公文書開示請求と、保有個人情報開示請求とは、請求対象となる情報は異なっており、開示対象となる情報も異なるのは当然のことである。

(2) 条例第11条第2号の規定について

条例第11条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、条例第11条第2号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報
- イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第11条第4号の規定について

条例第11条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第4号は、不開示情報として、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(4) 予備調査実施者の職名・氏名（別表3の「Ⅲ 不開示情報」のうちaの情報）について

ア 実施機関は、本件不開示情報のうち、予備調査実施者の職名・氏名については、請求人以外の個人に関する情報であり、請求人以外の特定の個人を識別することができることから、条例第11条第2号に該当するほか、非公表を前提としているにもかかわらず開示とした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第11条第4号にも該当するとして、不開示とした旨主張する。

イ しかしながら、実施機関において不正に係る告発を受け付けた場合、理事長は告発内容の合理性、事実関係、調査可能性等の調査（以下「予備調査」という。）を被告発者が所属する部局等の長（以下「部局等の長」という。）に指示し、部局等の長は、調査の要否を理事長に報告することとされている（取扱規程第4条第1項及び第2項）。

このように、取扱規程上、部局等の長が調査の要否を報告することとされていることは明らかである。

ウ これに対し、部局等の長以外の者については、取扱規程においても予備調査において委員会等を設置して調査する旨の規定はなく、部局等の長から個人的に依頼されて協力したにすぎないと判断され、この者の職名・氏名を開示すると、今後、教員等から予備調査の実施に協力を得ることが困難になると認められる。

したがって、部局等の長以外の者の職名・氏名については、条例第11条第4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 以上のことから、予備調査実施者のうち部局等の長の職名・氏名については開示すべきである。

(5) 被告発者の研究姿勢に関する記述（別表3の「Ⅲ 不開示情報」のうちeの情報）について

本件不開示情報のうち、被告発者の研究姿勢に関する記述については、当審査会において見分したところ、調査委員会の結論を述べた部分の一部であり、開示請求者以外の個人に関する情報とはいえない。また、被告発者の研究姿勢の問題点については、当該結論部分の開示情報において指摘されているのであり、本件不開示情報のみを不開示とすることに意味があるとは認められない。

よって、被告発者の研究姿勢に関する記述については、開示することが妥当である。

(6) 調査委員会委員の印影（別表3の「Ⅲ 不開示情報」のうちgの情報）について

本件不開示情報のうち、調査委員会のB委員長とC委員の印影については、両名とも実施機関の職員であるためその印影は公務遂行に関するものであり、公にすることについて職員本人の同意があるものとして取り扱うことが適当であることから、開示することが妥当である。

(7) 担当職員の個人メールアドレス（別表3の「Ⅲ 不開示情報」のうちcの情報）について

本件不開示情報のうち、担当職員の個人メールアドレスについて、実施機関は条例第11条第2号に規定する不開示情報であると主張するが、このメールアドレスは職務上付与されたものであり、条例第11条第2号に該当するとは言い難い。

しかし、担当職員のメールアドレスは一般には公にされておらず、これを開示すると、外部からの通信等や本来の目的ではない通信等が相次ぐことにより業務に支障を来すなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、担当職員の個人メールアドレスについては、不開示理由を改め、条例第11条第4

号を理由として不開示とすることが妥当である。

(8) 調査委員会委員候補者の職名・氏名（別表3の「Ⅲ 不開示情報」のうちbの情報）について

ア 実施機関は、本件不開示情報のうち、調査委員会委員候補者の職名・氏名については、条例第11条第2号に該当するほか、開示した場合、委員の選考過程が明らかとなり、調査における議論の要点や関心の所在、ひいては不正調査の手法が判明することとなることから、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第11条第4号にも該当するとして、不開示とした旨主張する。

イ 当審査会において見分したところ、条例第11条第2号及び第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当と認められる。

(9) 被告発者及び代理人弁護士の開明・発言、被告発者の開明・主張、問合せ並びに被告発者及び被告発者代理人弁護士からの質疑応答に関する記載（別表3の「Ⅲ 不開示情報」のうちd、f、h及びiの情報）について

ア 実施機関は、本件不開示情報のうち、被告発者及び代理人弁護士の開明・発言、被告発者の開明・主張、問合せ並びに被告発者及び被告発者代理人弁護士からの質疑応答に関する記載については、条例第11条第2号に該当するとして不開示とした旨主張する。

イ 当審査会において見分したところ、いずれの情報も請求人以外の特定の個人を識別することができる情報、又は請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、実施機関がこれらの情報を不開示としたことは、いずれも妥当と認められる。

(10) 不正調査の手法、調査委員会の議事内容、第1回調査委員会の調査方法等、第2回調査委員会の調査方法等、調査内容・手法並びに調査計画（方法・スケジュール）及び調査の実施過程（別表3の「Ⅲ 不開示情報」のうちjからoまでの情報）について

ア 実施機関は、本件不開示情報のうち、不正調査の手法、調査委員会の議事内容、第1回調査委員会の調査方法等、第2回調査委員会の調査方法等、調査内容・手法並びに調査計画（方法・スケジュール）及び調査の実施過程については、公にすると、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第11条第4号に該当し、不開示とした旨主張する。

イ 当審査会において見分したところ、これらの情報のうち、第1回調査委員会の調査方法等及び第2回調査委員会の調査方法等については、調査方法の詳細を記したものであり、これらの情報を明らかにすることは、今後の同様の調査を困難にするおそれがあると認められ、条例第11条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当と認められる。

ウ また、具体的な調査内容に関する情報は、各調査委員が調査項目について個人の意見を述べる

ものであり、これらの情報を開示することは、同様の調査において委員に忌憚のない意見を表明してもらうことを困難にするおそれがあると認められ、その他調査の手法・実施過程等についても、開示した場合、今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第11条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当と認められる。

(1) 請求人の主張について

請求人は、実施機関が行った本件部分開示決定に対し、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(2) 結論

以上のとおり、本件不開示情報のうち、前記(4)及び前記(6)の一部並びに前記(5)の情報は開示すべきであり、前記(7)に掲げる情報は不開示理由を改めるべきである。

それ以外の情報については、条例第11条第2号又は第4号に該当することから、不開示とした決定は妥当である。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1

対象公文書	開示すべき部分
2019年7月17日付け 研究の不正に係る調査結果報告書	1ページ目の21行目の32文字目から36文字目まで
	3ページ目の31行目の22文字目から33行目の26文字目まで
平成30年(2018年)11月30日付け 文書(予備調査結果報告)	下から2行目(全体)
2019年7月8日付け 国際学部D教授に対する研究不正告発に係る調査報告書	1ページ目の22行目の31文字目から35文字目まで
	6ページ目の27行目の24文字目から29行目の30文字目まで
	7ページ目の3行目の末尾の印影
	7ページ目の4行目の末尾の印影
平成31年(2019年)1月21日学内理事会 研究不正告発に係る調査委員会の設置について	1ページ目の14行目の17文字目から26文字目まで
平成31年(2019年)2月4日学内理事会 研究不正告発に係る調査委員会の設置について(報告)	1ページ目の14行目の17文字目から26文字目まで
研究不正告発案件	1ページ目の15行目の18文字目から27文字目まで



別表2

対象公文書	情報	現在の不開示理由	適切な不開示理由
(広島市立大学) 告発の受付について	担当職員の個人メールアドレス	条例第11条第2号	条例第11条第4号
平成30年(2018年)11月8日付け文書(予備調査の指示)	担当職員の個人メールアドレス	条例第11条第2号	条例第11条第4号

別表3 不開示理由整理表

I 番号	II 対象公文書	III 不開示情報	IV 実施機関の主張する適用条文	V 実施機関の主張する不開示理由
(1)	(広島市立大学) 告発の受付について	c 担当職員の個人メールアドレス	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
(2)	2019年7月17日付け 研究の不正に係る調査結果報告書	a 予備調査実施者の職名・氏名	条例第11条第2号 条例第11条第4号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。 非公表を前提としているにもかかわらず開示するとした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		j 不正調査の手法	条例第11条第4号	開示した場合、調査における議論の要点や関心の所在が明らかとなり、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		d 被告発者及び代理人弁護士の弁明・発言	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		e 被告発者の研究姿勢に関する記述	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		f 被告発者の弁明・主張	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
(3)	平成30年(2018年)11月30日付け文書(予備調査結果報告)	a 予備調査実施者の職名・氏名	条例第11条第2号 条例第11条第4号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。 非公表を前提としているにもかかわらず開示するとした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
(5)	第2回調査委員会 資料2	k 調査委員会の議事内容	条例第11条第4号	調査委員会資料であり、調査委員会における複数の論点について、委員が各々検討した結果が詳細に記載されているが、これを開示した場合、今後の同様の調査においても委員の個々の意見が開示されることが前提となる。このため、委員候補者が、関係者との関わりや職務への影響等を懸念して委員への就任を拒んだり、各委員が、調査委員会において忌憚のない意見を相互に述べることに適正な結論を導くべきところ、率直な意見交換や発言を躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
(6)	第3回調査委員会 資料2	k 調査委員会の議事内容	条例第11条第4号	調査委員会資料であり、調査報告書が確定する前の検討段階の案であるが、これを開示した場合、調査報告書の作成過程が明らかとなり、調査における議論の要点や関心の所在、ひいては不正調査の手法が判明することとなる。また、委員が、関係者との関わりや職務への影響等を懸念して率直な意見交換や発言を躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
(7)	2019年7月8日付け 国際学部D教授に対する研究不正告発に係る調査報告書	a 予備調査実施者の職名・氏名	条例第11条第2号 条例第11条第4号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。 非公表を前提としているにもかかわらず開示するとした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		i 第1回調査委員会の調査方法	条例第11条第4号	開示した場合、調査における議論の要点や関心の所在が明らかとなり、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		m 第2回調査委員会の調査方法	条例第11条第4号	開示した場合、調査における議論の要点や関心の所在が明らかとなり、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		f 被告発者の弁明・主張	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		e 被告発者の研究姿勢に関する記述	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		g 調査委員会委員の印影	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。

別表3 不開示理由整理表

I 番号	II 対象公文書	III 不開示情報	IV 実施機関の主張する適用条文	V 実施機関の主張する不開示理由
(10)	平成30年(2018年)11月8日付け文書(予備調査の指示)	c 担当職員の個人メールアドレス	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
(11)	平成31年(2019年)1月21日学内理事会 研究不正告発に係る調査委員会の設置について	a 予備調査実施者の職名・氏名	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
			条例第11条第4号	非公表を前提としているにもかかわらず開示とした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		h 問合せ	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		b 調査委員会委員候補者の職名・氏名	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
			条例第11条第4号	開示した場合、委員の選考過程が明らかとなり、調査における議論の要点や関心の所在、ひいては不正調査の手法が判明することとなることから、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
n 調査内容・手法	条例第11条第4号	開示した場合、調査における議論の要点や関心の所在が明らかとなり、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。		
(12)	平成31年(2019年)2月4日学内理事会 研究不正告発に係る調査委員会の設置について(報告)	a 予備調査実施者の職名・氏名	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
			条例第11条第4号	非公表を前提としているにもかかわらず開示とした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		h 問合せ	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		n 調査内容・手法	条例第11条第4号	開示した場合、調査における議論の要点や関心の所在が明らかとなり、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
(13)	研究不正告発案件	h 問合せ	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		a 予備調査実施者の職名・氏名	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
			条例第11条第4号	非公表を前提としているにもかかわらず開示とした場合、教員等から予備調査実施者としての協力を得ることが困難となるとともに、予備調査実施者が調査を行うに当たり、関係者に知られることを懸念して率直な意見を述べることを躊躇するなど、今後、研究不正に関する調査事務の迅速かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		i 被告発者及び被告発者代理人弁護士からの質疑応答に関する記載	条例第11条第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため。
		o 調査計画(方法・スケジュール)及び調査の実施過程	条例第11条第4号	開示した場合、調査における議論の要点や関心の所在が明らかとなり、今後、研究不正に関する調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2. 1 1. 2 6	広市大教第40号の諮問を受理 (諮問第73号で受理)
R 3. 3. 1 2 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 3. 4. 9 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 3. 5. 1 4 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 3. 6. 1 1 (第4回審査会)	第1部会で審議
R 3. 7. 9 (第5回審査会)	第1部会で審議
R 3. 8. 1 3 (第6回審査会)	第1部会で審議
R 3. 9. 1 0 (第7回審査会)	第1部会で審議
R 3. 1 0. 8 (第8回審査会)	第1部会で審議
R 3. 1 1. 1 2 (第9回審査会)	第1部会で審議
R 3. 1 2. 1 0 (第10回審査会)	第1部会で審議
R 4. 1. 1 4 (第11回審査会)	第1部会で審議
R 4. 3. 1 8 (第12回審査会)	第1部会で審議
R 4. 5. 1 3 (第13回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士